

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和2年只見町議会10月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、菅家忠君、5番、小沼信孝君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

行政諸報告を申し上げます。

報告は1点でございます。町職員の新規採用について。令和2年10月1日付で、次の者を職員として採用をいたしました。氏名、鈴木郁江。所属、朝日診療所、看護師であります。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第96号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） どうも、おはようございます。

それでは、議案第96号につきましてご説明申し上げます。

財産の取得について。次のとおり財産を取得する。1、名称、所在、面積、旧長谷部家住宅。福島県南会津郡只見町大字叶津字居平456番1。居宅、木造草葺2階建、1階、283.12平米、2階、79.35平米。倉庫、土蔵造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、1階、41.82平米、2階、35.14平米。2、契約金額、3,700万円。3、契約の相手方、千葉県市川市島尻3番2号、坂本知忠氏でございます。

本議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条に基づきまして、地方自治法第96条1項8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得ということで、予定価格700万円以上という不動産に該当しますので、今般、議案として提案をいたしました。

これにつきましては、議案提出に先立ちまして、令和2年10月8日付で仮契約が整いましたことから、今般、議案として提案をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 議案の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 9月の議会に議決した案件でございますが、その後、私のところいろいろ電話がきたり、私もその旨、ちょっと聞いてまわったり、調べてまわったりしました。その時点で段々わからなくなることが非常に多かったものですから、ちょっと、町長にお聞

きしたいなというふうに思います。

この案件は、なんか前の教育長の時、平成の28年の5月の20日だったらしいんですが、坂本さんのほうから話があったということちょっと電話もらったものですから聞いてまいりました。その時は、裏の道場ですか、それも一緒に金額を提示されたと聞いております。裏の道場がその当時1,800万。それで長谷部家が5,500万だったというふうに記憶しているというお話でございました。それでは、とにかく高いだろうからということで、当時の教育長が次長に、当時、増田事務長だったんですけども、指示されて、ちょっと専門家にちょっと聞いて調べてみるというようなお話なされたそうです。それで、次長、まあ、建築の方か技術わかる方にお話して調べてもらったような経緯を聞きました。その中で、建物自体の技術的な平米単価みたいなやつは、それはわかるだろうけども、文化財としての価値は我々はわからないのでということで、金額は提示できないということだったらしいです。それ、その時、それだけのいろいろ経緯があって努力された経緯を聞いてきました。その時、教育長は、相手はプロだから、うかつに乗るなよという指示を次長に出されたそうです。それを踏まえて、次長はいろいろ調査、その時された経過を聞いてきました。そういう経過をですね、今回、私ども委員会の時に、前から話あったのかって聞いたら、そんなこと一切ないという話だったんですよ。で、何故そういうことを隠して、急にここへきて出されたのか。それがちょっと疑問な点。それから、前の前の、随分前の教育長、飯塚恒夫さんにもちょっと電話で呼ばれて行ってきました。そこでも話を聞いてまいりました。文化財とはということで、こういう文化財というのは不動産やなんかの取引とは違うんだよという話をお聞きしてまいりました。これは普通、文化財というのは個人で持っていて文化財なんだ。それで文化財というのは、壊れてくれば、一応、指定になっていけば、町とか県とかでお金出して当然直すべきものであるから、誰が持つてようが文化財は文化財なんだから、その話は前からやっぱり、経緯としてあったらしいです。それで、それは町の文化財の審議委員会の中の話だそうですが、その中では、いくらなんでも、この金額は高いと検討された、お話に出た時もあったらしいんですよ。でまあ、1,000万以下だったら、それはしょうがねえだろうという話まで、これ出てたらしいです。それをなんでここへきて急に決めたんだろうということだったんです。だからその辺の経過を我々、委員会とか議会に詳しく経緯を話さないで、ここに上げられたというのは、9月議会終わっちゃってからの話ですから、これはどうしようもないですけども、どうも納得がいかない。聞けば聞くほど納得がいかない点があり

ます。ただまあ、これからあそこの活用について、この前、町長からお話ありましたが、でも、あのままでは活用するといっても、間に変な道場が残ってますし、これから後から予算でも出てきますけど、なんですか、地下、水道を掘った消雪の井戸が電気料、今度は逆にもらうようなことになりそうですね。そういうこともあるでしょうし、あそこ、これからどうされるのかわからないけども、あそこに邪魔な建物があれば、あれ、一緒であれば、また話は別ですけど、またこれ、後から問題、あそこの開発始まれば、問題になると思うんですよ。その辺の意見をです、町長はどう考えて、急にあげられたのか。町長の意見をお伺いしたいなというふうに思います。コロナの予算と一緒に上がっちゃったんで、これね、その時、反対してもどうしようもねえと思ったんで、私はしませんでしたけど、もう一度町長に、その辺の、何故、前からの経緯を何故、我々に話されなかったのか。それから、これから289開通に向けて、どういう、あそこの利用を計画されているのか。その辺をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

教育次長、先、説明してください。

○教育次長（馬場一義君） 交渉の経過についてでございますが、9月の議会の折、全員協議会、3回ほどやっていただきまして、その中でお配りした資料の中にもございまして、何度も説明をさせていただきましたが、時間の経過で失念されたのかもしれないので、再度説明いたします。

資料3というのがございます。平成28年5月20日、坂本氏が教育委員会に来庁され、番所の今後の施設管理について相談をされていきました。これから3・4年程度は管理できそうだが、その後は町で買ってほしいという要望がありましたというふうに記載されております。平成28年11月14日、坂本氏が教育委員会に来庁され、当時の購入費と改修工事費を合わせた金額を売却希望というふうに述べられました、価格5,500万として提示をされた。以下、こういったような経過、資料のほうにございますので、経過につきましては何度も説明をさせていただいているということを報告いたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど1番議員が申されました、5,500万につきまして、私は1,700万という、その道場については詳しく内容は掌握しておりません。ということは、道場については早急に求める必要はないという私の判断で、あくまでも歴史的文化財として価

値のある旧長谷部家の住宅について、先ほど次長が申しあげました28年から、非常に資金繰りといいますか、高齢化等もありまして、なかなか運営が厳しいということで閉鎖を考えたいということと売却の話がありました。そういった中で話を進めるうえで、早急に金銭的な問題もありましたので、一年間、町がその管理費を負担しますから、是非管理をしていただいて、そういった中で協議をさせてくださいということで議論をさせていただきました。そういった中で5,500万が最終的な議論の中で、4,000万という形で予算を計上するという中で、その経過についてはお話を申しあげましたが、その時、1番議員が申されました1,000万以下という話は私は聞いておりませんので、そこは5,500万のところからスタートして議論をさせていただきました。ただあの、私の考えといたしましては、文化財は個人であっても文化財は文化財です。ただ、それが、利用されているといいますか、開放されているものであれば、そのまま存続していただくということについては私もそれで良いというふうに考えておりますが、結局、そこを閉鎖せざるを得ないということになると、文化財としての価値というものがはたしてどういうものなのか。ある程度、また月日が経てば、老朽化したり、欲しいときには相当の多額の維持補修をかけなきゃならないということがありますのと、現在、只見町の場合、国道289号、それから峠の議論の中で、こういった文化財を眠らせてしまうということについては私は危惧をしておりましたので、そういったところも踏まえまして、その旧長谷部家と五十嵐家をうまく活用することを考えながら、利活用をしていきたいということで取得をしたいということを決断した経過がございます。そういった中で予算の中で4,000万という数字をさせていただきました。それで、その後、もう一度議論をさせていただいて、最終的には3,700万で理解をいただきましたので、今回、議決の提案を申しあげるに至りましたので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 何回言ってもあれですけども、同じことなんですけど、その3,000万の根拠も明らかでないままで本当に良かったのかなというふうに思ったものですから。町長がまあ、そう思った、安かったなという話、町長に聞きましたので、町長はそう思われてるなら、それでしょうがないのかなというふうには思います。思いますが、おそらくあの、リフォームされた3,000万の根拠も何もわからないまま、私ども議会ももうちょっと調

査すれば良かったんでしょけども、後の祭りですから、そんなことは今さら言いませんけど、今後、やはり、もう少し丁寧な説明をしていただきたいなということに尽きます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 金額の根拠等につきましても、前回の議会の折に資料で示させていただいております、説明がなかったかのような議論になりますと、今後の議論の前提が崩れてしまいますので、資料1・2で説明をしておりますこと、再度ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

3回目。

○1番（佐藤孝義君） また言うつもりはなかったんですけど、今言われたんで、また言いますけど、じゃあ、何故あの、相手のその3,000万の内容を出してくれといった時に、契約書はあるが、内容が記されていないから出せないという話なんですよ。それではまあ、実際の話が納得できない、私はずっとそれを言っていたわけです。そして現場、私、見てきたけど、どこに3,000万使ったのかなということに全く理解できませんでした。私もある程度、建築やってきましたので、あれ見ただけでわかります。どこに3,000万かけたのかなということすらわからないままに、あの金額で良かったのかなというふうに思ったものですから言います。まあ、次長、言われたんで、また言いましたけど、まあ、この辺で、3回目ですからやめておきます。あと何も言いません。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 繰り返し、何度も何度も説明になってしまって大変申し訳ございませんけれども、今、お手元にお持ちではないのかもしれませんが、資料2というものがございまして、改修工事の内容につきまして繰り返し説明をさせていただいたところであります。概要としましては、1番、躯体全体の老朽化対策ということで、建物全体の歪みがひどいといったようなことから、建具の開け閉めが困難なこと。隙間が多数発生していると。建物躯体の根本的な改善として土台、柱、梁など、建物全体の改修を実施したと。2番目としまして、宿泊施設に移行するための対応ということで、宿泊施設として使用する為、台所の全面的な改修、風呂場・洗面所など水回りの全般の改修。トイレを水洗化して浄化槽を新設をする。そのほか、消防法の基準に適合するための建物全般の防火壁設置などの改修を実

施をしたと。三つ目としまして、文化財価値の維持。文化財としての価値を損なうことのないよう、建物本来の姿をできる限り留めて、後世に伝えるため、建設当時の外観、間取りを変えることなく、床や建具の再利用可能なものは最大限活用して改修を実施したと。大きく概要としては三つございます。そのほかにも改修工事の内容ということで、11項目、説明をさせていただいた経過がございますので、再度ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

1番、佐藤孝義君、討論ですか。反対討論。

○1番（佐藤孝義君） はい。

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 今、お話を聞いて、もう、私、ちょっと納得できかねます。よって、私はこの金額は妥当ではないだろうなというふうに思いますので反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第96号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第96号 財産の取得についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第97号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第97号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第97号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第9号）ご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる、であります。

歳入歳出予算の補正でありまして、第1条でありますけれども、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,105万8,000円とする内容でございます。

一枚おめくりといただきますと、第1表になります。1ページであります。歳入歳出予算補正。1ページは歳入であります。今回の補正財源でありますけれども、款の14の国庫支出金、項は2の国庫補助金であります。補正額200万円であります。諸収入で雑入として1万円あります。今回、補正に関与しなかった款項に係わる額。それ以外の町税から町債まで等々でありますけれども、その総額が54億6,037万8,000円ということで記載されてございます。

1ページおめくりをいただきますと、2ページの歳出の表になります。今回の補正予算であります。款でいいますと10の教育費、13の予備費。ここの部分の補正でございます。教育費では小学校費、中学校費で、こういった、310万円、104万7,000円の増額。社会教育費で109万9,000円の増額。款の13予備費で323万6,000円の減額をもって編成をさせていただいております。その下でありますけれども、歳出につきましても1の議会費から公債費まで、補正されなかった款項に係わる額。その総額としまして53億7,535万1,000円であるという記載をしてございます。

3ページからは事項別明細書になります。

5ページをご覧をいただきたいと思います。歳入であります。先ほど申し上げましたとおり、今回の補正、款の14、国庫支出金。そして項の2、国庫補助金の補正であります。目



は6の教育費、国庫補助金でありまして、小学校費補助金、中学校費補助金。150万円、50万円の内容であります。学校保健特別対策事業補助金ということで1校50万円の国からの補助ということで積算をさせていただいております。

款の20、諸収入であります。雑入でありますけれども、今ほどの財産取得の議案でもお話がございました。長谷部家と隣接するユイ道場の消雪。ここの部分の電気使用料1万円を想定してございます。

歳入については以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 6ページからが歳出になります。款の10、教育費の小学校費、学校管理費であります。備品購入費としまして学校管理備品310万円。歳入でもありましたが、学校保健特別対策事業補助金ということで、これにつきましては学校再開に伴う感染症対策、それから学びの保障に係る支援事業ということで、1校あたり50万円。2分の1補助ということで、事業費100万円のうち50万円が国庫補助でくるというものになってございます。ちなみにあの、町負担分の50万円につきましては、地方創生交付金、第3次のタイミングがございましたら、その交付金の活用も視野に入れて財源振替を検討してまいりたいと、そのように考えております。学校管理備品であります。電子黒板であったり、大型液晶ディスプレイ、大型の扇風機。それから折り畳み式の透明ブース。そういったようなもの、各校で100万円ずつ予算を組んで、今回お願いをしております。で、補助割れないように、10万円をつけまして310万円といったような予算立てになってございます。

それから項の3、中学校費、学校管理費。こちらも同様に2分の1補助の100万円の補助というようなことで、学校管理備品でございまして、こちらにつきましては、電子黒板セット。それから大型作業扇風機といったものを想定してございます。

それから次にまいりまして、社会教育費の文化財保護費。旧長谷部家住宅の今年度中の維持管理に伴う経費の増額をお願いしてございます。会計年度任用職員報酬ということで、年度内、開館は考えておりませんが、視察にいらっしゃる。また、定期的に薪を焚いて煙で燻す。そういったような作業がございまして、24万5,000円計上させていただきました。また、建物の維持管理に伴う消耗品、灯油、電気料、水道料となっております。それから修繕料であります。茅葺き屋根の応急処置。当初、県補助を活用した改修工事を予定しておりましたが、今年度、降雪前の施工がまず無理であるといったような状況になり

まして、一番傷みの激しい部分の応急処置として差し茅などを実施するための修繕料31万円でございます。7ページにまいりまして委託料ですが、これからの降雪機を控え、除雪業務の委託料32万4,000円。冬囲い業務の委託料として5万4,000円となっております。また、使用料及び賃借料としましては、除雪機械借上料4万9,000円の予算をお願いしております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 款の13、予備費であります。今回の補正予算でありますけれども、予備費323万6,000円減額をもって調整をさせていただいております。

8ページからは給与費明細となっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 5ページのユイ道場消雪使用電気料。これはあの、説明の中で、ユイ道場で使っている部分の消雪のポンプの電気料を、地下水のポンプ共有しているということかと思っておりますけれども、これ、今回、長谷部家が町の財産になります。そうすると、そのポンプ、ポンプの所有はどこになるのか。そして、ポンプの設置、井戸の位置はどちらの土地にかかってくるのか。また、この1万円という電気料の算定の根拠はどこにあるのか。そういったものが、まあ金額は小さいですけれども今後、問題になってくるのかなと思っております。それで、あとそのポンプ。一つのポンプを2者が共有するという形になるのかと思っておりますけれども、維持管理はじゃあどうするのかとか、そういった際の契約はどういった形になるのかとか、そういったことを今後ですね、たぶん、ユイ道場とかも坂本さんが所有でなくなるかもしれません。そういったところはどのような形でこの1万円が出てきているのか。また、今後、そういったことをどうされるのか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） ユイ道場の消雪使用の電気料の雑入という部分でございますけれども、この金額の積算にあたりましては、前年の電気使用量の実績を基に算出をしております。

て、前年度並み、プラス、若干の予備をみて金額を算定をしたといった内容でございます。それからあの、井戸供用というような形になっておりまして、長谷部家側の敷地内に、そういったポンプ、それから電源の設備というものがございまして、元々は同じ方の使用でありましたので、一つの設備で両方の消雪を行っておられたというような状況でしたが、今般、所有が分かれるということで、当面、電気料の実質的な部分のご負担をいただくという形で凌がざるを得ないというようなことございまして、今後につきましては、将来に向けて、ずっとこの形を継続するというようなことよりは、お互いで今後も話し合いを続けて、どのような形が良いのか、話し合いを継続してまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 所有者はどちらという説明ですか。

○教育次長（馬場一義君） 町側の敷地でございますので、町の設備ということになります。

○議長（大塚純一郎君） 町で取得した設備だということですね。

○教育次長（馬場一義君） はい。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そうすると、例えば故障した時は町負担になるというふうに考えるのが当然かなと思います。あと、電気の使用量に応じた負担ということなんですけれども、その電気料というのはポンプだけの電気料の算定ができるものなのか。ポンプだけでメーター一つしているもので算定できるのか。そしてまた、そのスイッチ、入れる・入れないの権利は、もう町側にあると思うんですけれども、そうした際に、そのスイッチ。例えばこっち側のスイッチ入れると長谷部家だけだよと。こっち側のスイッチ入れるとユイ道場だけだよというふうに、その折半の理由がどうも確定しない。まるっきりそのポンプ使用量の電気料を算定して、それを2で割った数字になっているのか。また今後どうされるのか。今後、長谷部家のほうが例えばいっぱい水使ったとか、そういうのがわかれば、その比率って変わってくるものなのか。どういった経緯で、その計算方法の比重というものがよくわからないので、もう一度、そこら辺詳しくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 電気料につきましては、一つの敷地内にメーター一つといったようなことになっておりますので、建物で使う電気も含めてのメーターがあるということになります。そのうえで、ポンプの電源も賄っておりまして、消雪する面積自体は長谷部家のほ

うが多いというようなことがございます。で、切り替えて片側だけというのは元々、そういう想定をされておりましたので、現状においては切り替えができないという状況になっております。そういったこともありまして、建物含めての電気料について、折半ということで、町側にとって不利な内容ではないというようなことで話し合いがまとまりましたので、そのように現状においてはご負担をいただくというふうに相談をしたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 3回目になります。ですから、そういったことが、町が有利であるとか、不利であるとか、ということではなくて、差したる根拠もなく、お互いの口約束で、じゃあ1万円ぐらいがいいだろうということで、たぶん、なったんではないかというふうな推測がされます。ですから、そういったところをうやむやにすることがないように、今後はですね、しっかりとした根拠をつくって、もう、どうしようもなければ、電気二つにして、その井戸にポンプ二つ入れてもいいのかなというふうに思うぐらいに感じるわけですので、そうしたところをですね、是非、民間対町、そうしたものが同じ財産を共有する。そうしたときに、これはこのぐらいでいいんじゃないかというふうなことでやっていくと、担当者も代わります。もしかしたら建物、土地の所有者も変わってくるかもしれません。そうしたときに、じゃあ、その当時の担当者、どうやって決めたんだっていったら、いや、町のその所有者と喋って決めましたって。それがじゃあ、高いのか・安いのかって聞かれた時に、その根拠も何も出せない。そういったことで町の税金を使ってほしくない。そういった思いから、まあ金額は小さいですけども、そういったことがないように今後しっかりしていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 電気料につきましては、1万円の予算でありまして、実際に1万円をご負担いただくというわけではなくて、使った電気料の折半分をご負担をいただくということになるわけですので、なんとなく1万円というわけではなくて、予算としての1万円だというのがまず1点目でございます。

それからあと、説明が漏れてしまいまして大変申し訳ございませんが、覚書、書面の取り交わしを行うということで両方で考えは一致しておりまして、その場で話し合っただけで、後日わからなくなったりしないように、そういった書面の取り交わし準備を進めてまいります。尚、今後、将来的につきましては、今現在、施設のその取扱いについて、改良するとい

ったような暇がございませんので、今後につきましてはまた改めてどのような形が良いのか相談をしてみたいと、そのように考えます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） まあ、私はさっきの議案でも言ったんですけど、こういうことが起きるんですよ。これは問題ですよ。今、鈴木君が言ったの、大事なことなんだよ。これ。こんな契約ないんだ。本当は。こうなれば、もう、開館そこでストップしちゃえばいい。それぐらいのことをしないと、これ、絶対、今後問題起きるんだよ。あそこの場所は。あそこの土地残しちゃったから。だめだよ。こんなの。もう、井戸1本しかない、町の土地に立ってるんであれば、向こういつてるやつを、そこで切断しちゃえば一番問題起きないんですよ。こんなやり方ないよ。町長、どうされるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回取得した中で、そういった課題はいくつか出てきていると思います。それで、とりあえず経過の中で、年度内、降雪期を迎えている時期なものですから、そこはお互いあの、譲り合うところは必要だと思います。そうした中で将来的にそれをどういうふうにするかということはしっかりと鈴木議員からもご意見ありましたように、協議をしながら覚書等の中で方針を出しながら決めていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） まあ、電気料も去年の実績をやった（聴き取り不能）去年は雪少なかったわけですよ。それを実績を参考にした。それにちょっと上乘せをした。今年、大雪で出しっぱなしになって、1万以上になったらどうするんですか。全部町で負担するんですか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 昨年の実績よりは増えるだろうという見込みを立てまして、そのうえで予算を立てまして、今回提案をさせていただいております。当然あの、使用実績が増えれば、その分ご負担をいただくということになりますので、今般、あくまでも予算ということでございますので、歳入につきましては予算以上の収入を入れることも可能でありますので、そのようになろうかと思えます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） その5ページの今の質問の関係がまず1点ですが、これあの、先ほどの説明の中で、建物の電気も含めての按分のように、ちょっと聞こえた部分はありますけどもが大きければ単相200ボルトで、100ボルトにやると。で、モーター関係は交流の酸素を電源ですから、これはまったく別個の問題になります。電気設備の関係でね。そういう点ではやっぱりきちっと、11番議員が言われたように、契約書をきちっとして、それで進めるというのが必要だろうというふうに私も思います。

これが2点目の質問ですが、6ページのその学校管理費の関係。これ、コロナ対策での備品の購入という説明でありましたけれども、これまでもあの、空気清浄機とか、様々、学校設備の中ではこの間、コロナ対策で予算計上されて執行されていると思います。そのうえでの、これ第3次分に想定してという、国の補助50万を想定しての、これ予算措置だということなんですが、これら、この電子黒板。それから大型の扇風機だとか、これは本当にこの、子供達のコロナウイルスの感染対策として、これまでの対応と含めて、これで十分なのかどうか。その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 電気の契約につきましては、再度確認をさせていただきます、そのうえできちんと書面、覚書のほうに残してまいりたいと思います。

それから学校備品のございますけども、これについて若干説明させていただきますと、児童数に応じて補助金の額が決まってまいりまして、小・中学校ともに300人までの学校については国補助50万円。2分の1を町で乗せて100万の予算規模で備品購入を行うというようなことで、今まで空気清浄機等も導入しようということで、契約はしまして、相当、その需要がひっ迫しているらしく、まだ納品にはなっておりませんが、そういったような取り組みも行ってきております。そのうえで、優先順位の高いもの。この100万の中で各学校において、実態に合わせて必要なものを選択をしていただきたいということで、学校側のほうで検討していただいたものを予定をしてございます。これで十分かというところでもありますけども、とりあえずその、今般の補助金を活用しての分としては優先順位の高いものを導入をさせていただきたいというふうに考えておりますので、さらに、できればこういったものが欲しいというものがまだあろうかと思っておりますので、そういった部分につきましては今後また検討してまいりたいと、そのように考えます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、これはあの、教育委員会の中で考えたというよりは、学校の現場で、それぞれ先生方が、子供のコロナウイルスの感染症を防ぐために、こういうものが必要だというものを優先順位をつけて、それぞれ学校のほうからこういうものを欲しいというものが教育委員会のほうに上がってきて、それを予算化しているというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 各学校において検討していただいております。また、学校同士の横の連携を図って、どういったものが適当だろうかといったような情報交換を行ったうえで、他校の事例などを参考にして、そういうものが効果的ではないだろうかといったようなものを学校同士でも相談したうえでご提案いただいて、そのうえで教育委員会のほうで内容を確認しまして、今回、予算として提案をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今回の提案の中身についてはわかりましたが、先ほどの答弁の中で、その以前に既に予算化済みのその空気清浄機、まだ設置されてないというのがありました。で、この新型コロナウイルス感染予防、それからこれからは風邪等の対策も必要になってくるわけですが、そういう点でこの、予算化されておいて、この空気清浄機がまだまだこの、設置されてないというのは、これは業者のほうの、いわゆる間に合わないのか。町のほうのこの機種を選定のほうが、なかなかそこまでいってないのか。その辺についてちょっと伺いたいと思っているんですが、既にこれ、予算決着済みの問題ですけれども、WHOや国際的なところでは、まだこのウイルスを完全に遮断するようなこの機械というのはないということなんですよ。そういう点では、気休めと言っちゃ、言い過ぎかもしれませんが、どちらにしても、やっぱり子供達が学びの場で感染しない、病気にならない、そのためにも早く適切なこの機械導入の促進をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 学校現場への空気清浄機の導入が遅れておりまして大変申し訳ございません。予算が議決いただいて、急いで入札を行いまして契約をしたわけでありましてけ

ども、何故急いだのかといいますと、全国的にそういった需要が高まっておりまして、製造が追いついていないと、そういったような情報がございましたので、なるべく早期の納品をしていただけるように早めの対応をしましたが、それでもうまく行って年内。もしかすると年越すかもしれないといったような逼迫した状況になっておりまして、全国の学校で同じようなものを導入しようとしているようです。また、今般、機種を選定にあたりましては、実証試験の結果、新型コロナウイルスに効果があるといったような研究結果が出されまして、そういった報道があった機種を導入を予定しております。100パーセントのウイルス除去には至りませんが、9割以上はカットできるといったような研究結果が出たものを導入しますので、それなりの効果は見込まれると、そのように思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 6ページの教育費のことで何点かお伺いしたいと思います。

文化財保護費ですが、先ほど説明あって、会計年度任用職員。これからですから、11月から3月までですと5ヶ月間。火を焚いてもらうという説明でしたが、あれだけの文化財を購入されて、この24万5,000円という算定の基準。月、どの程度管理していただくのかというのがまず一つ、ちょっと文化財の保護の管理にしては、ちょっと金額が安いんじゃないかと思っておりますので、その辺をまず1点。

それから、約4,000万近くのものでしたら、保険料等、火災保険、そのほかの保険等のことがあがってないようですが、そういったものどうなっているのか。

それから、開放はとりあえずされるのか。先ほど視察等という話がありましたが、もう、その目途があるのか。それから開放されるのか。とりあえず3点お伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） まず1点目の、会計年度任用職員報酬でございますけども、単価7,000円で、ひと月あたり7日掛ける5ヶ月。7,000円掛ける7日掛ける5ヶ月で24万5,000円というようなことで、月7日の勤務を予定しておりますので、それもフルで一日いた場合の算定になっておりますので、例えば半日ずつ来ていただくような場合だと、14日、半日出ていただくと、そういったような柔軟な対応も可能かと思っております。

それからあと、火災保険でありますけども、これにつきましては町の一般会計予算の組み立て上、総務費の財産管理費のほうに、公共施設全部の保険料まとめて計上しておりますので、



そちらのほうで今般、全国町村会の保険を掛ける予定になっておりまして、その予算のほうに若干余裕がありましたので、今般、増額補正をしなくても保険が掛けられると、そういう状況でございます。

それからあと、今年度中につきましては、一般開放は行わないということで考えてございまして、学校団体、観光所などで視察なりがあれば対応したいというようなことで、学びもしくは立ち入り検査等で必要があれば対応していただくということになります。ちなみにあの、県の文化財課のほうで視察に来られるというような予定もございまして。

○議長（大塚純一郎君） 5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今、会計年度任用職員の勤務の話をされましたが、除雪費、除雪の業務委託料が32万4,000円。当然、雪降った時に除雪していただくということで予算を取ったんだと思いますが、やはりあの、あれだけの文化財を、この程度の日数でなくて、やはりちゃんとした管理をしていかないと、かなりその、傷みも激しくなると思います。冬期間、特に。まあ1週間に1回程度じゃないですが、7日ということですが、月7日。はたしてそれが妥当な、その管理なのか。やはり、もう少しちゃんと、一度、火を点ければ、完全に消えるまで、いていただかないとならないわけですし、やはりそういったことを考えれば、もう少ししっかりとした管理をされたほうが良いんじゃないかと思いますが、これが終わった時に、実際、年度末に、これじゃ足りなかったなということになりかねないと思いますので、その辺をしっかりと関していただきたいと思います。

それから関連ですが、その開館を今年度はしないということですが、文化財の視察等があるということで、それはじゃあ、教育委員会のほうで対応されるのか。この管理人の方が、そこで対応されるのか。そうすると当然、この管理人の、この火で管理をするということだけしかないのかもしれませんが、その辺やはり、もう少しその、しっかりとした管理というのを、一緒のことになりますが、していただきたいと思いますので、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 適切な管理をすべきというご指摘でありますので、そのように心掛けてまいりたいと思います。ちなみに、今回の予算の額でありますけども、冬期間、一般開放を行わないというような状況で、どの程度の維持管理が必要なのか、そういったところを、これまで維持管理をされていらっしゃった方のご助言をいただきながら、一応、算定は

させていただいておりますけども、尚、様子を見ながら適切な管理ができるかどうか判断してまいりたいなど、そのように考えます。

それから県の文化財課がいらっしゃるということではありますが、それにつきましては、両方で立会を行いたいと思っております。立ち入り検査をされて、当然、教育委員会のほうで立ち会って話を聞かなければならない部分もありますし、管理人の方のほうでお話を聞いていただく部分もありますので、両者において立会を対応したいと、そのように考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） もっとも初歩的な話聞いて申し訳ないですが、この一連の文化財の購入、町が取得するにあたっての、町の財産となるわけですが、これあの、当然、目的があつて購入されるという、目的をもって使用されるということから考えて迷っておるところですが、これはあの、行政財産ですか。普通財産ですか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） それにつきましても、検討といいますか、判断しておりまして、普通財産という考え方でございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 普通財産と目的を持って財産を持つという形での大雑把な区分けでしか私は把握しておりませんが、これはあの、当局では普通財産であると今言われましたが、いわゆる文化財を取得をして、それについて文化財を利用して様々な交流計画をご説明されましたが、これが普通財産だというのは少し理解できない。つまり、行政財産ではないかと思うわけですが、この点の協議はどのようにされて普通財産とされたのか。私は行政財産でないかなど、こういうふうを考えるわけですが。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） こういったものについて、どのように考えるべきかということで、近隣町村等調査を行いまして、確認を行った結果、いずれも普通財産という扱い方をされておりまして、設置条例等はどこも作っていらっしゃらないというようなことでありまして、それに倣いまして普通財産といったような扱いに判断をいたしました。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） これあの、私もあの、普通財産であるか、行政財産であるかという、見分けというか、判断というのか、これまた勉強する機会を持ってやらなければなりません、私あの、これを行政財産ではないかというふうに言っておるのは、目的を持って使用される自治体の財産であるということから、いわゆる、単にその、私権を持たせることが可能な普通財産とは違うなというふうに考えておりました、勿論、検討されたでしょうが、自治法の238条の4には、私権を与えてはならないと、こう書いてあるわけですが、その辺、解釈がもし、行政財産ということになれば、自治法違反ということになります、その辺は自治法で言ってるその考え方については検討されたと思いますが、これについていかがでしょうか。3回目です。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 同様の事例等を調査をいたしまして、一番身近なところで、金山町の五十嵐家住宅。これらにつきましても普通財産でありまして、地方自治法には抵触をしないという判断でございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 6ページの文化財保護費、修繕料について説明いただきましたが、今年度、県のほうの補助を受けないで、差し茅というか、そういう形で対応していきたいということなんですが、今後の屋根の補修の計画を含めながら、実はあの、この前、舘岩の前沢集落のほう、ちょっと用事があって行きました、そこでいろいろお話を伺ってきますと、いろいろやっぱり、結構、大内もそうなんですが、茅の確保が大変だということと、あとは技術者というんですか、そういう部分も大変だということですので、一般的な工事と違って、結構、計画的に進めないと、なかなか進めることが難しい状況もあると思いますので、その辺のお考えを教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 今回あの、応急措置という部分で実施せざるを得ないという状況になってしましまして大変申し訳ございませんが、次年度以降、どのようにしていくかにつ

いて、また専門の技術者、それから事業者の方のご助言をいただきながら検討してまいりたいと思っております、本来、県補助を使って修繕を行う予定だった茅のほうは、業者のほうで確保しておりますので、そういった程度の良い茅の確保というのが必要になりますので、何でもいから、例えば町のほうで刈ってきて、使いものにならないといったこともあるそうですので、そういったところにつきましては、まずは材料のしっかりとした確保。そういったようなところを図ってまいりたいと、そのように考えます。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 今回、財産取得となった旧長谷部家、そのほかに五十嵐家。それから成法寺観音堂とか、やはり茅葺の建物、文化財がありますので、町全体を含めて、そういうふうなこれからの維持管理の対応について計画的に進めていっていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） ただ今ご指摘いただきましたように、いくつか茅葺屋根の建物、町内にございますので、そういった複数の建物を長期的な視野で不都合が生じないように、計画的に修繕を図ってまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第97号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前 11 時 08 分）

